

入札監理小委員会の審議結果報告

空港有害鳥類防除業務

国土交通省の空港有害鳥類防除業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

（1）事業の概要

○事業概要および目的

本事業は、空港及びその周辺における航空機と鳥の衝突を防止し、航空機の運航の安全を確保するため、定期巡回や威嚇作業、観察による鳥類の動静把握等を行うものである。

○実施施設 東京国際空港、新潟空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港

○事業期間 平成 31 年 4 月から平成 34 年 3 月までの 3 年間

（2）選定の経緯

一般競争入札において特定の財団法人による 1 者応札が継続し、自主選定により平成 24 年度に公共サービス改革基本方針別表に記載された。

平成 26 年度に仙台空港で市場化テストを開始以降、対象空港を拡大している。平成 28 年に熊本・宮崎・鹿児島・那覇空港において市場化テストを開始し、本実施要項（案）は、2 巡目となる（熊本空港については平成 32 年に空港運営の民間委託が予定されていることから市場化テスト対象外となった。）。また東京国際空港及び新潟空港が新たに別表に追加され、次年度より市場化テスト実施となる。

【実施空港と事業期間】

空港名	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
仙台									
熊本/宮崎/鹿児島/那覇									
新千歳/函館									
松山/高知/北九州/大分/長崎									
宮崎/鹿児島/那覇（2 巡目）									
東京国際/新潟									

※空港運営の民間委託のため、仙台空港（H28. 6）及び熊本空港（H31. 3）が市場化テスト対象外となる。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

（1）ヒアリング実施について

【論点】セミナーに参加した入札不参加の事業者に対して、任意アンケートではなく、積極的にヒアリングを実施して意見を聞くことが必要。

【対応】平成 29 年度セミナーに参加した入札不参加事業者に対して、ヒアリングを実施。入札不参加理由は、「銃器を扱える作業員の確保が難しい」との回答だった。

(2) 現地説明会の実施について

【論点】現地説明会を実施した空港のみ複数応札になり、他空港と比べて落札率が下がったことから、各空港において現地説明会を積極的に実施するべきではないか。

【対応】東京航空局・大阪航空局でのセミナーに加え、各空港において現地説明会（セミナー及び現地見学会）を実施。

(3) 防除業務の質の設定について（実施要項 7頁、1. 2. 1）

【論点】全空港一律に、バードパトロール未導入空港の過去5年間の鳥衝突率の平均を質の水準としているが、空港の立地による鳥出現の多少があったり、あるいは同じ空港でも鳥出現が非常に多い年、少ない年の変化があったりするのではないか。

【対応】平成30年度開始事業から、空港ごとの過去5年間の鳥衝突率の平均を質の水準とした。

3. その他の修正変更について

(1) 防除機器の規格や数量変更への対応について

環境の変化等により、防除機器の規格や数量について変更する可能性があり、防除機器・数量を毎年見直せるよう以下の文言を記載。

（実施要項 2頁、1. 1. 3、(1)、① 防除機器一覧表の上部）

「但し、鳥衝突の状況並びに鳥出現・捕獲状況等に基づき、年度毎に見直しを実施され、前年度1月末日までに、翌年度の防除機器及び材料について、監督職員から書面により通知される。」

(2) 滑走路増設対応について（那覇空港のみ）

那覇空港において増設滑走路供用開始が予定されており、平成32年度以降実施体制を変更する可能性があることから、下記の文言を記載。

○（実施要項 2頁、1. 1. 3、(1)、① 防除機器一覧表の上部）

「増設滑走路供用開始以降、数量について見直しを行う可能性がある。」

○（実施要項 3頁、1. 1. 4、(1)、①）

「増設滑走路供用開始以降、業務時間及び業務体制について見直しを行う可能性がある。」

4. 実施要項（案）の審議結果について

(1) 「作業員等」の用語について

【論点】「作業員等」の「等」は何を指すか。「作業員」と「作業員等」の記載が混在しており整理が必要ではないか。また「作業員等」の説明は、用語の定義（実施要項 1頁、1. 1. 2）に記載すべきではないか。

【対応】「作業員等」は、「現場責任者を含む作業員」を指す。用語の定義（実施要項 1頁、1. 1. 2、(8)）に「作業員等」の説明を加え、すべての「作業員」という文言について精査し、一部、「作業員等」に修正した。

(2) 防除機器の改善及び創意工夫について（実施要項 7頁、1. 2. 3、(2)）

【論点】現在の実施要項（案）は、防除機器の標準例を銃器としているが、民間事業者から標準例に比べて、効果が確保できる根拠と合わせて新たな防除機器の提案があった場合

は、提案を認めるとしているが、よりの確に民間事業者に周知すべきではないか。セミナーや現地説明会等で民間事業者に周知することはできないか。

【対応】セミナーや現地説明会において、周知を行うこととする。

5. パブリック・コメントの対応について

平成30年9月12日から9月26日までの間パブリック・コメントを実施したが、いずれも文言整理修正の意見であり、実施要項（案）の内容の修正には至らなかった。

以 上